

契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報)

兼

コンセプトパンフレット

この商品がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください

指定通貨

円

米ドル

保険期間

有期

終身

払込方法

平準払

一時払

健康状態の告知

必要

不要

為替リスク なし

金利変動リスク(市場価格調整) あり

- この保険は、**解約時の市場金利の変動**や**お客さまにご負担いただく諸費用**により、**損失が生じるおそれがあります。**
- 「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- また、お申込み時に**リスクを説明する動画**をご視聴いただきますので、ご了承ください。

為替の影響を受けない円貨建てで
ご加入当初から充実の死亡保障を
一生涯ご準備いただける商品です

円貨建 明治安田の

一時払 終身保険

5年ごと配当付利率変動型一時払終身保険(指定通貨建)

健康告知あり

円貨建 明治安田の 一時払 終身保険 で

もしものときのために備えておく心安心です

「円貨建・明治安田の一時払終身保険」は、もしものときに備えられる終身保険です。
大切なご家族のために、いまから準備をはじめませんか。

一時期にまとまってかかる費用の例

お子さまの教育資金など



すべて公立 すべて私立
約**1,037**万円 約**2,556**万円

出典①

葬儀費用やお墓の建立費用



葬儀費用
約**118**万円



お墓の建立費用
約**171**万円

出典② 出典③

緊急予備資金(当面の生活費など)



平均
約**441**万円

出典④

また、もしものときに備えながら、いざというときにはご自身でつかうこともできます。
将来のご自身のニーズにあわせてご活用ください。

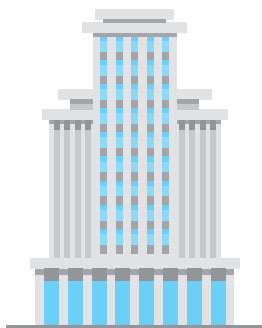
明治安田は一生涯にわたる長期の保障を通じて
お客さまに安心をお届けします

お客さまに安心をお届けするために当社が重視していること

1 「長期的」な 保障準備をサポート

終身保険は長きにわたる商品。

お客さまからお預かりした一時払保険料を
「長期運用のプロ集団」が「長期的・安定的」
に運用し、一生涯にわたる死亡保障のご準備
をサポートします。



2 「専属の担当者」による アフターフォロー

お客さま専属の担当者であるMYリンク
コーディネーターが寄り添い、ご要望にあわ
せてアフターフォローをご提供します。



「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質
の向上を実現するためにいつもお客さまを想い、同じ方向
をむいて、そっと寄り添い続けます

詳しくは P.17・18



「のこす」ニーズにお応えします

のこす

万一のときに
ご家族に
のこしたい

1 充実の死亡保障を
ご準備いただくことができます

詳しくは P.5・6

2 「のこす」ために役立つ
生命保険ならではの特徴があります

詳しくは P.7・8

「ご家族にのこす」ニーズにかえて、
「ご自身でつかう」こともできます

ふやす

資産をふやして
受け取りたい

解約返戻金として
お受け取りいただく
こともできます

詳しくは P.9・10

のこす

1 ご契約当初から
充実の死亡保障を
ご準備いただく
ことができます

ご契約時の死亡保険金率(注1)

ご契約例:60歳男性

15年プラン

🏠 予定利率 1.80%の場合

120.7%

30年プラン

予定利率2.00%の場合

144.6%

(注1) 🏠 基本保険金額 に対する死亡保険金の割合
を小数第2位を切り捨てて表示しています。

🏠 予定利率計算基準日 までの期間は

15年プラン・30年プラン から

おえらびいただけます

プラン選択にあたって 詳しくは P.13・14

! ※市場金利情勢等によっては、
お取扱いが変更となる場合があります。

〈イメージ図〉

健康状態に関する
告知が必要です

契約初期費用を
控除します

詳しくは P.29

死亡保険金

予定利率計算基準日に、
保障のさらなる増加が
期待できます

詳しくは P.5・6

さらに、「のこす」ために
2 役立つ生命保険ならではの
特徴があります

詳しくは P.7・8

ふやす

死亡保障にかえて、解約返戻金として
お受け取りいただくこともできます

詳しくは P.9・10

! 上記の数値等は、ご契約例におけるものであり、実際のご契約内容に応じて予定利率や死亡保険金率等は異なります
(上記より小さくなることもあります)。個別のプランについてはご提案書でご確認ください。

! この保険のリスク・諸費用に
ついてご確認ください

解約返戻金をお受け取りの際に

金利変動リスク があります

詳しくは P.15・16

お客さまにご負担いただく

諸費用 があります

詳しくは P.29



死亡保険金

被保険者が死亡したとき、
お受け取りいただけます

受取人 死亡保険金受取人

詳しくは P.22



充実の死亡保障をご準備いただくことができます

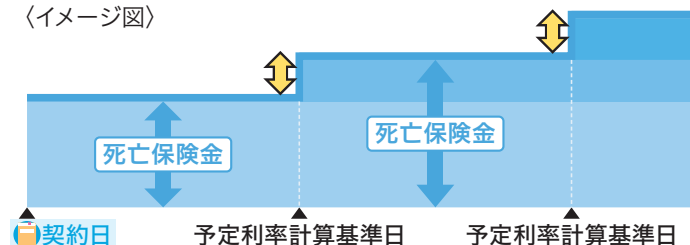
ポイント1 ご契約当初から、**充実の死亡保障** を、 ご準備いただけます

- 保障抑制期間は設けず、ご契約日の時点から **基本保険金額** より大きな死亡保障をご準備いただけます。
- 解約返戻金に市場価格調整を適用することにより、**予定利率** を高く設定することができるため、充実の死亡保障をご準備いただけます。

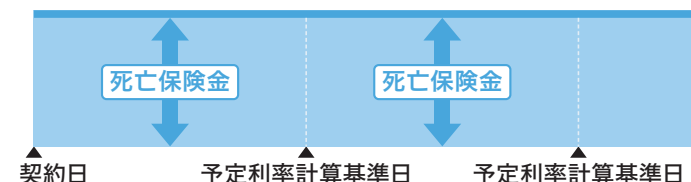
ポイント2 予定利率更新により、さらに 死亡保障が **ふえる期待** があります

- **予定利率計算基準日** に更新される予定利率が、最低保証予定利率(0.25%)を上回った場合、死亡保険金は増加します。一度増加した死亡保険金が減少することはありません。
- 最低保証予定利率(0.25%)で推移した場合、死亡保険金は増加しません。

〈イメージ図〉



〈イメージ図〉

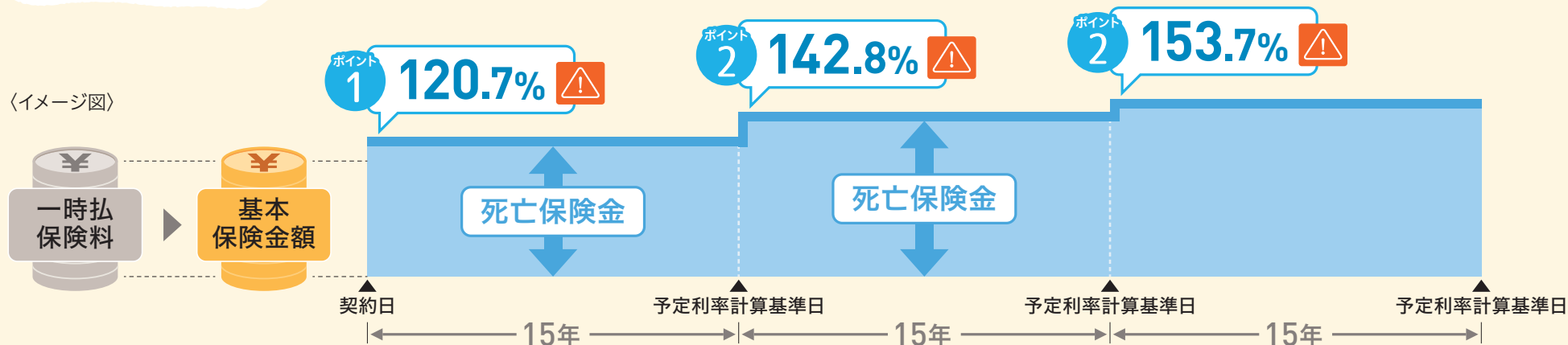


この保険は、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P.29

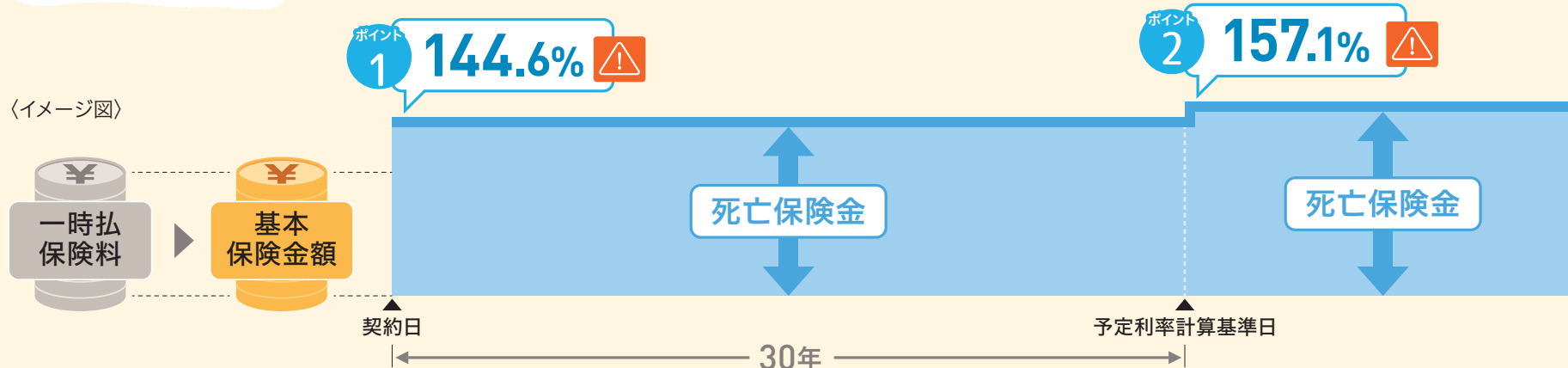
15年プランの場合

【ご契約例】60歳男性、予定利率1.80%でご契約、
その後も同じ予定利率で更新された場合の死亡保険金率(注1)(注2)



30年プランの場合

【ご契約例】60歳男性、予定利率2.00%でご契約、
その後も同じ予定利率で更新された場合の死亡保険金率(注1)(注2)



- 上記の契約日時点の死亡保険金率等は、ご契約例におけるものであり、実際のご契約内容に応じて異なります(上記より小さくなることもあります)。個別のプランについてはご提案書でご確認ください。
- 上記の予定利率計算基準日における死亡保険金率は、ご契約例におけるご契約時の予定利率が継続した場合のものであり、実際に予定利率計算基準日ごとに当社が設定する予定利率に応じて異なります(上記より小さくなることもあります)。

(注1) 契約日または予定利率計算基準日時点の基本保険金額に対する死亡保険金の割合を小数第2位を切り捨てて表示しています。

(注2) 死亡した日における返戻金額によっては、記載の死亡保険金率を上回ることがあります。詳しくはP.22をご確認ください。

のこす

「のこす」ために役立つ 生命保険ならではの特徴があります

死亡保険金は民法上の相続財産ではなく、保険金受取人の固有の財産です

万一のときに、
大切なご家族に資産を
のこすことができます

ご契約いただく際に「死亡保険金受取人」を
ご指定いただくため、将来誰が受け取るかを、
ご自身の意思で決めておくことが可能です^(注1)。
また、ご指定いただいた受取人が、相続放棄を
しても受け取ることができます^(注2)。

(注1) 死亡保険金受取人には、ご指定いただける続柄の範囲があります。

(注2) 相続を放棄した場合は相続人としての扱いは受けられないため、
生命保険金の非課税限度額の適用を受けることはできません。



相続発生後速やかに
現金化できます

死亡保険金は、原則として遺産分割協議の対象とならない^(注3)ことから、
死亡保険金受取人によるお手続きで、速やかにお受け取りいただけます。
お受け取りいただいた死亡保険金は、当面の生活費や納税資金に活用
することが可能です。

(注3) 相続人の間に著しい不公平が生じる場合には、本来の相続財産に生命保険金を
加えたうえで、遺産分割協議を要する可能性があります。

※死亡保険金は相続税法ではみなし相続財産となり、相続税の課税対象となります。



税務の取扱いについては、2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後変更となる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

生命保険の死亡保険金には、相続税の非課税限度額があります

死亡保険金を受け取る場合、以下で計算した金額まで相続税が非課税になります。

相続税法
第12条

500万円 × 法定相続人の数 = 相続税の非課税限度額

※ただし、契約者と被保険者が同一で死亡保険金の受取人が相続人の場合

例 法定相続人が3人(配偶者と子2人)の場合

500万円 × 3人 = 1,500万円

相続税の非課税限度額



例えば、左記相続人3人が死亡保険金2,000万円を受け取った場合

死亡保険金

相続税の非課税限度額

課税対象

2,000万円

－

1,500万円

=

500万円



大切なご家族に、お客さまの“想い”をお届けするサービスがあります

ご利用 無料

ご契約者から死亡保険金受取人さまへのメッセージを明治安田が預かりし、もしものときに死亡保険金受取人さまへお届けします

「エピログ・レター」とは、物語の最後に伝えきれなかったメッセージを込めるように、人生のラストに大切な人への想いを届けることができる手紙です

※本サービスは、死亡保険金があり、ご契約者と被保険者が同一人、かつ申込時点でご契約者が成人である個人契約が対象です。

「エピログ・
レター」
イメージ動画



ふやす

死亡保障にかえて、解約返戻金として お受け取りいただくこともできます

ポイント

1

最初の予定利率計算基準日の直前1ヵ月間の資産が、
契約日に確定 します

- 解約返戻金は **積立金** を基準に市場価格調整を適用して算出されるため、市場金利の情勢に応じて増減します。
- **予定利率計算基準日** の直前1ヵ月間は市場価格調整が適用されないため、解約返戻金額は積立金と同額となります。

ポイント

2

予定利率更新により、解約返戻金の
増加が期待 できます

- 積立金算出の基準となる **予定利率** は、予定利率計算基準日に更新され、その予定利率に応じて積立金は着実に増加します。



解約をした場合、ご契約は消滅し、死亡保険金をお受け取りいただくことはできません。



この保険は、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P.29

15年プランの場合

〈イメージ図〉

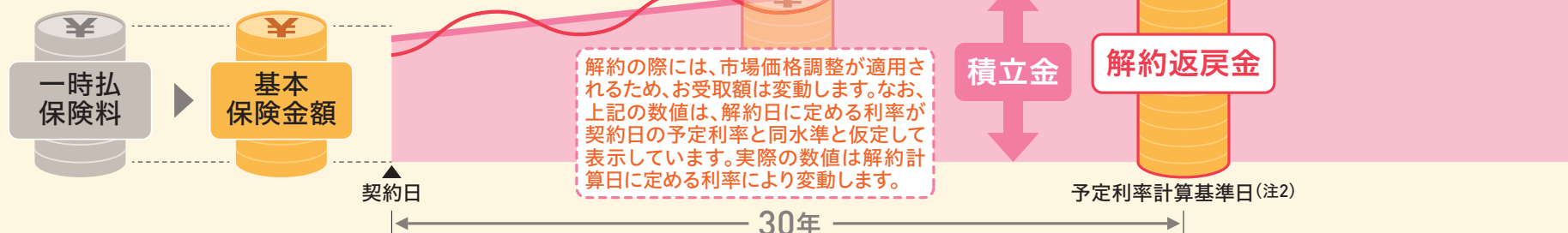
【ご契約例】60歳男性、予定利率1.80%でご契約、
その後も同じ予定利率で更新された場合の解約返戻率(注1)



30年プランの場合

〈イメージ図〉

【ご契約例】60歳男性、予定利率2.00%でご契約した場合の解約返戻率(注1)



- 上記のご契約の直後に到来する予定利率計算基準日までの解約返戻率等は、ご契約例におけるものであり、実際のご契約内容に応じて異なります(上記より小さくなることもあります)。個別のプランについてはご提案書でご確認ください。
- 上記の2回目の予定利率計算基準日における解約返戻率は、ご契約例におけるご契約時の予定利率が継続した場合のものであり、実際に予定利率計算基準日ごとに当社が設定する予定利率に応じて異なります(上記より小さくなることもあります)。

(注1) 予定利率計算基準日の前日時点の、基本保険金額に対する解約返戻金額の割合を小数第2位を切り捨てて表示しています。

(注2) 最後の予定利率計算基準日以降は市場価格調整は行ないません。従って、解約返戻金額は積立金と同額になります。

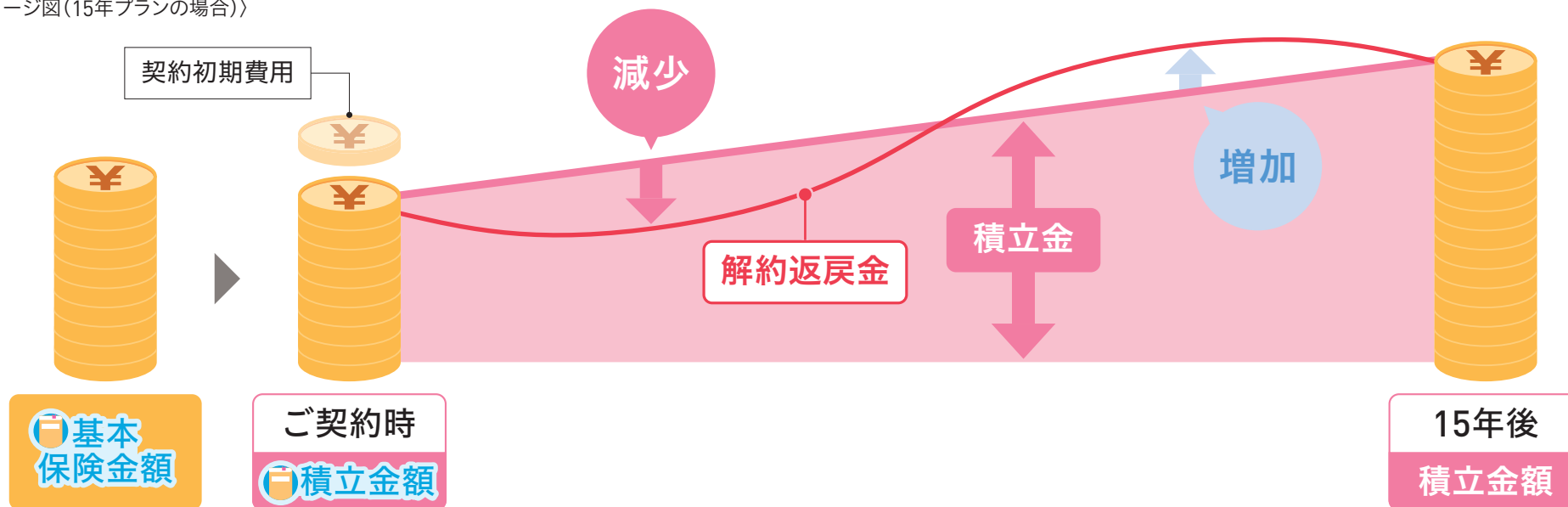
ふやす

解約返戻金をお受け取りいただく際の 市場価格調整についてご確認ください

解約返戻金は、市場価格調整により増減します

市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる手法をいいます。
このため、解約する際の**市場金利に応じて、解約返戻金が増減**します。

〈イメージ図(15年プランの場合)〉



金利変動リスク について、詳しくは P.15・16

この保険は、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P.29

市場価格調整には非適用期間があるため、お受取額が確定するタイミングがあります

以下の **A** および **B** の期間は市場価格調整が適用されないため、解約返戻金は積立金と同額となります。

15年プランの場合

A 予定利率計算基準日（契約日から15年ごと）の直前の1ヵ月間
（予定利率計算基準日は含みません）

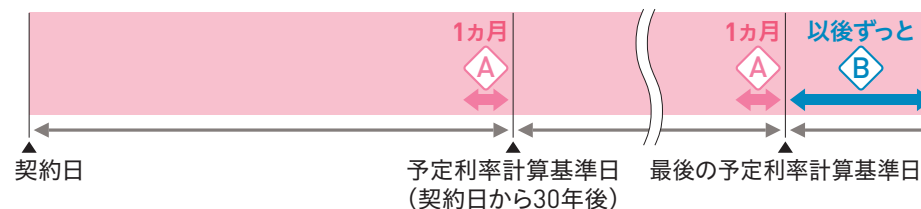
B 最後の予定利率計算基準日（96歳以上で迎える予定利率計算基準日）以後



30年プランの場合

A 予定利率計算基準日（契約日から30年ごと）の直前の1ヵ月間
（予定利率計算基準日は含みません）

B 最後の予定利率計算基準日（81歳以上で迎える予定利率計算基準日）以後



「円貨建・明治安田の一時払終身保険」のほかにも、まとまった資産を「ふやす」ニーズにお応えする円貨建保険をご案内しています。ご案内をご希望の場合は、当社の担当者などにお問い合わせください。

円貨建 明治安田の 一時払養老保険

「7年・10年・15年」、いずれかの保険期間をえらんで、満期までご継続いただくことで、魅力的なお受取額を実現した円貨建ての一時払養老保険です。

※市場金利情勢によっては、お取扱いが変更となる場合があります。

15年プラン・30年プランの違いについて

さまざまなニーズにお応えできるよう、 **予定利率計算基準日** までの期間を2タイプ設けています。
タイプごとの主な違いは以下のとおりです。

主な特徴	主な特徴	
	15年プラン	15年ごとの予定利率更新時にお受取額のさらなる増加が期待できます  詳しくは P.14
	30年プラン	加入時からより充実した死亡保障をご準備いただくことができます  詳しくは P.14

 予定利率 更新 のタイミング	予定利率計算基準日	
	15年プラン	 契約日 から15年ごとの年単位の契約応当日
	30年プラン	契約日から30年ごとの年単位の契約応当日

ご契約年齢	被保険者		ご契約者	
	15年プラン	0歳～満90歳	満18歳～満90歳	
	30年プラン	0歳～満80歳	満18歳～満80歳	

参考

「のこす」場合と「ふやす」場合のお受取率の推移について

【ご契約例】60歳男性 ご契約時の予定利率:15年プラン 1.80%、30年プラン 2.00%

◆死亡保険金率(注1)

(注1) 契約日または予定利率計算基準日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの、基本保険金額 に対する死亡保険金の割合を小数第2位を切り捨てて表示しています。

		ご契約時から 15年後まで	15年後から 30年後まで	30年後から 45年後まで(注2)
15年 プラン	ご契約時と同じ予定利率で推移した場合	120.7%	142.8%	153.7%
	15年後の予定利率計算基準日に1.0%予定利率が上昇し、それが継続した場合	120.7%	158.5%	178.5%
	15年後の予定利率計算基準日に最低保証予定利率(0.25%)となり、それが継続した場合	120.7%	120.7%	120.7%
30年 プラン	ご契約時と同じ予定利率で推移した場合	144.6%		157.1%
	30年後の予定利率計算基準日に1.0%予定利率が上昇し、それが継続した場合	144.6%		164.3%
	30年後の予定利率計算基準日に最低保証予定利率(0.25%)となり、それが継続した場合	144.6%		144.6%

(注2) 【ご契約例】の場合、30年プランは直後に到来する予定利率計算基準日がないため、30年後以降の死亡保険金率は変動いたしません。

◆解約返戻率(注3)

(注3) 契約応当日前日時点の、基本保険金額に対する解約返戻金額の割合を小数第2位を切り捨てて表示しています。

		15年後	30年後	45年後
15年 プラン	ご契約時と同じ予定利率で推移した場合	120.7%	142.8%	153.7%
	15年後の予定利率計算基準日に1.0%予定利率が上昇し、それが継続した場合	120.7%	158.5%	178.4%
	15年後の予定利率計算基準日に最低保証予定利率(0.25%)となり、それが継続した場合	120.7%	120.7%	120.7%
30年 プラン	ご契約時と同じ予定利率で推移した場合	(119.0%)	144.6%	(152.0%)
	30年後の予定利率計算基準日に1.0%予定利率が上昇し、それが継続した場合	(119.0%)	144.6%	(156.6%)
	30年後の予定利率計算基準日に最低保証予定利率(0.25%)となり、それが継続した場合	(119.0%)	144.6%	(143.8%)

※()内の数字は、解約日に定める利率が契約日または解約直前の予定利率計算基準日に定める予定利率と同水準と仮定して、解約返戻率を表示しています。

●上記の数値等は、ご契約例におけるものであり、実際のご契約内容に応じて予定利率や死亡保険金率・解約返戻率等は異なります(上記より小さくなることもあります)。個別のプランについてはご提案書でご確認ください。



この保険のリスクについてご確認ください

この保険には「金利変動リスク」があります

死亡保険金	解約返戻金
金利変動リスク なし	金利変動リスク あり



動画でチェック！



金利変動リスク
について
ご確認ください

金利変動リスク 市場価格調整

この保険における金利変動リスクはご契約者が負います。

この保険は、 **積立金** を固定金利の債券等で運用していますが、市場金利の情勢に応じて債券の売却価格は変動します。

この債券の価値の変動を解約返戻金額に反映させる **市場価格調整** を、この保険では適用します。

具体的には、解約の際の市場金利がご契約時と比較して低下した場合には、解約返戻金額は増加することがあります。

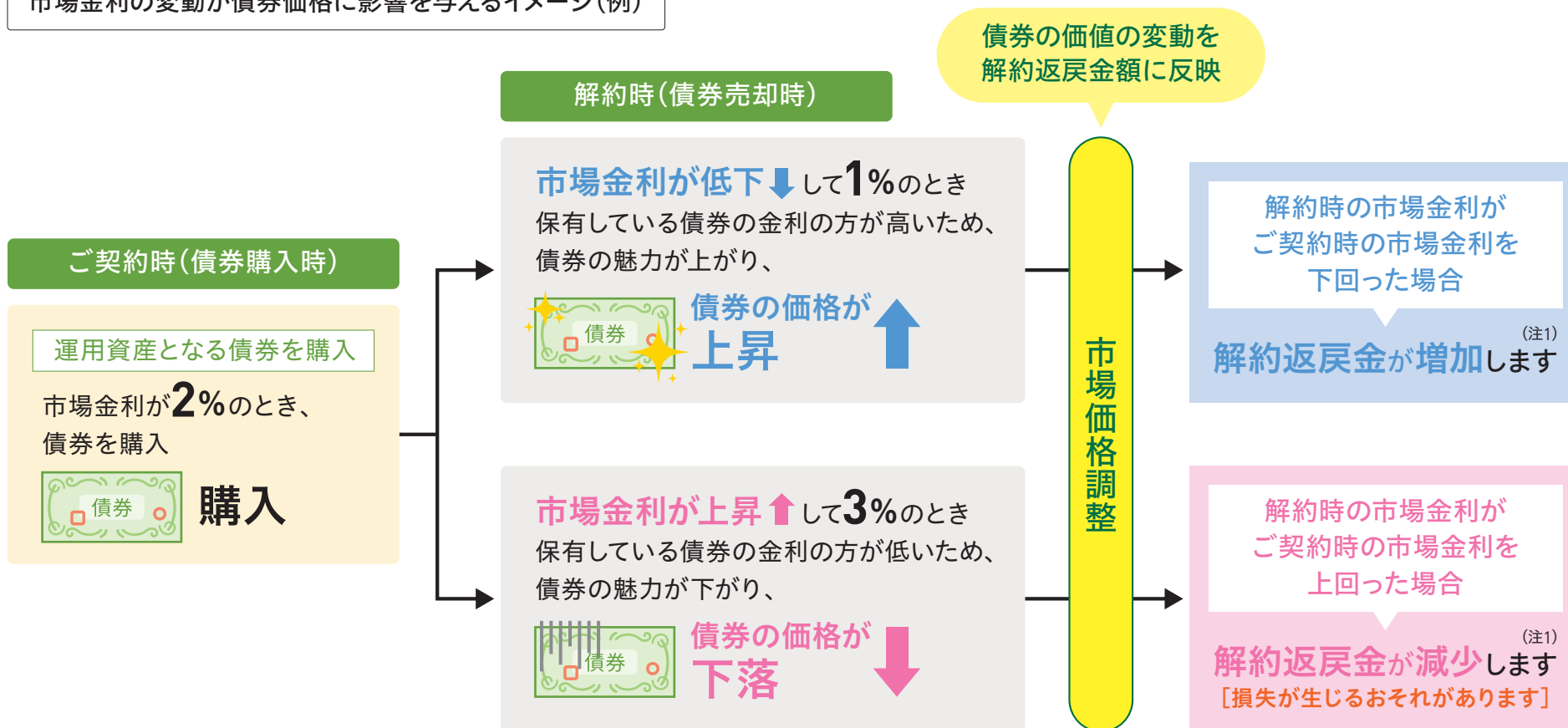
一方、市場金利が上昇した場合には解約返戻金額が減少することがあります。

そのため、**解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

この保険は、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P.29

市場金利の変動が債券価格に影響を与えるイメージ(例)



(注1) 具体的にはご提案書をご確認ください。

この保険には市場価格調整の非適用期間があります

詳しくは P.12

ご加入前だけでなく、
ご加入後も、MYリンクコーディネーターが、
お客さまに寄り添った「Shoulder to Shoulder」のアフターフォローを

ご加入前

情報提供やお手続き等を行ないます

資産形成に関する情報提供

お客さまにあったコンサルティング

商品内容のご説明

お申込手続き

ご加入後

毎年のご契約内容の確認・各種お手続きのご案内などを行ないます



定期点検

「気付かなかった」ということがないよう、毎年、ご契約内容を点検します。

ご契約内容のご説明・ご確認

保険金等のご請求有無のご確認



お手続きサポート

各種のお手続きを完了までサポートします。

死亡保険金のご請求

ご住所・お受取人さまの変更 など

※これらのサービス・取扱条件は、2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

明治安田の
Shoulder to Shoulder
—— お客さまに寄り添う ——

「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質の向上を実現するためにいつもお客さまを想い、同じ方向をむいて、そっと寄り添い続けます

ご提供します

各種お手続きでご不明点がございましたら、お気軽にMYリンクコーディネーターまでお問い合わせください。

困ったときも

安心の**制度・体制**で、お客さまのお手続きをサポートします

契約者手続 サポート制度

ご契約者をご契約に関するお手続きの意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された方による所定のお手続きが可能となります。

※保険契約者代理特約の付加が必要です

事務サービス・ コンシェルジュ

事務サービスに関する専門知識を有する「事務サービス・コンシェルジュ」が、MYリンクコーディネーターとともにきめ細かなアフターフォローをご提供します。

ご要望にあわせて

WEBサイトや**お電話**でも
お申し出を受け付けています

WEB サイト



当社のお客さま専用サイトにご登録いただくと、ご契約内容の照会や一部のお手続き、書類のご請求ができます。

ご契約内容の
照会

住所等の
登録・変更

各種書類の
ご請求

電話

お問い合わせ窓口

 **0120-662-332**

月曜～金曜 …… 9:00～18:00 (いずれも祝日・)
土曜 …… 9:00～17:00 (年末年始を除く)

コミュニケーションセンターにて、ご契約内容の照会や一部のお手続き、書類のご請求ができます。

生命保険の特徴についてご確認ください

生命保険は万一のときの保障をご準備いただくためのものですが、

終身保険や養老保険など保険種類によっては資産形成の機能を備えている貯蓄型保険もあります。

貯蓄型保険は、市場リスクの有無に応じて以下のとおり分類されます。十分にご理解いただいたうえで、ご加入を検討ください。

貯蓄型保険

終身保険や養老保険などの
資産形成の機能がある保険

市場リスクがない保険

- ご契約時に、一定期間の保険金・解約返戻金等のお受取額が確定している保険。
- 一定期間をかけてお受取額を着実に増やすことができます。

市場リスクがある保険

- ご契約時に、市場リスクにより保険金・解約返戻金等のお受取額が確定していない保険。
- お受取額が増えることもあれば、減ることもあります。

「市場リスク」とは、為替、金利、株価等の変動により、保険金・解約返戻金等が増減することをいいます。
変額保険や外貨建保険といった保険種類に応じて以下のリスクがあります。

為替リスク

ご契約後の為替の変動により、積立金額、解約返戻金額等は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

金利変動リスク

詳しくは **P.15・16**

価格変動リスク

株式・債券等の運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。



この保険は、「金利変動リスク がある保険」です。商品のしくみとリスクをご理解のうえ、お申し込みください。

お申込みの際はご家族同席をお願いします

70歳以上のお客さまにはお申込み時に**ご家族同席**のもと、より丁寧に商品の内容をご説明させていただきます。

ご契約内容とリスクについて、ご家族と一緒にご確認くださいことで、より安心・納得のうえでお申し込みいただけます。

- 契約時のご年齢が70歳以上の場合、お申込み時からご家族にも契約内容を知っておいていただくため、ご家族同席での申込手続きをお願いしております。
- また、申込手続きにご家族が同席できない場合は、当社からご家族に直接、契約内容を説明しております。ご家族への説明ができない場合は、当社担当者までお問い合わせください。
- 下記の「ご家族同席での申込手続きの流れ」に沿って、ご対応をお願いいたします。

ご家族同席での申込手続きの流れ

① 申込手続き日の日程調整

同席のご家族と申込手続き日の日程調整をお願いします。
同席のご家族は70歳未満のご家族をおすすめします。

※成人されているご家族にご同席をお願いします。

※申込手続きにご家族が同席できない場合、当社からご家族に直接、ご契約内容をご説明いたします。

② 同席方法の選択

同席のご家族のご都合にあわせて、対面
とオンライン面談からお選びください。

③ 担当者への連絡

同席のご家族について、以下を担当者にお知らせください。

お名前 **ご契約者との続柄** **連絡先**

ご希望の申込手続き日 **同席方法(対面・オンライン面談)**

※ご家族の情報を当社に提供することについて、
ご本人にご了解をいただいたうえで、お知らせください。

お問い合わせ窓口

申込手続きについてご不明な点が
ございましたら、担当者または右記
お問い合わせ窓口にお電話ください。

ご高齢のお客さま専用のお問い合わせ窓口



0120-809-127

月曜～金曜……9:00～18:00 土曜……9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

専任の担当者が
お問い合わせに対して
ゆっくり丁寧に対応いたします。

契約概要

📖マークの用語については、P.36の「用語ガイド」をご覧ください。

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」、主な保険用語の説明等については、本書面P.36に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等

名 称 明治安田生命保険相互会社
住 所 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
連絡先 TEL 03-3283-8111(代表)
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 商品の特徴としくみ

●保険商品の名称（正式名称）

5年ごと配当付利率変動型一時払終身保険（指定通貨建）

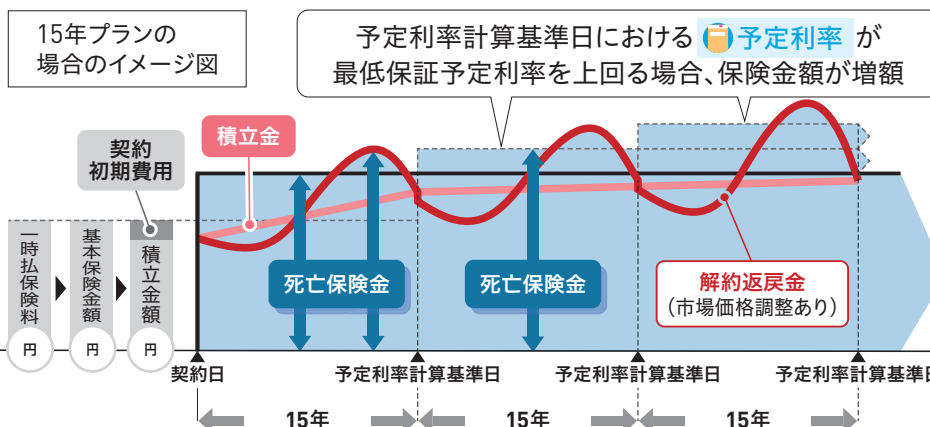
●商品の特徴としくみ

- この保険は、ご契約時から📖基本保険金額を上回る一生涯の死亡保障をご準備いただける、円貨建ての一時払終身保険です。
- 一時払保険料は円でお支払いいただきます。
- 死亡した場合には死亡保険金をお支払いします。
- 市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約または減額などの際の返戻金額に反映させる市場価格調整を行ないます。このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額は増減します。

- この保険はご契約時に、次のプラン（📖**予定利率計算基準日**）からいずれかをお選びいただけます^(注1)。ご契約後、プランを変更することはできません。

(注1) 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。

	予定利率計算基準日
15年プラン	📖 契約日 から15年ごとの年単位の契約応当日
30年プラン	契約日から30年ごとの年単位の契約応当日



この保険の「金利変動リスク」、「お客さまにご負担いただく諸費用」についてはP.29をご確認ください。

3 保障内容

●死亡保険金のお支払事由

お支払いする場合(支払事由)	お支払額	受取人
被保険者が、 責任開始時以後に 死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額に基づき 計算される金額 (注1)(注2) ・被保険者が死亡した日 における返戻金額	死亡保険金 受取人

(注1) 契約日に、指定通貨(円)、 **予定利率**、被保険者の年齢および性別に応じ当社が定めます。

(注2) 予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合は、「基本保険金額に基づき計算される金額」を「予定利率計算基準日における予定利率に基づき算出される金額」に増額します。ただし、「最後の予定利率計算基準日」を過ぎると、予定利率を更新しないため、死亡保険金額は増加しません。

- 死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 両眼失明などの高度障害状態になられた場合にお支払いする高度障害保険金はありません。

●保険金をお支払いできない場合

- P.31の「4.保険金をお支払いできない場合」をご覧ください。

●特約

保険契約者代理特約(契約者手続サポート制度)

- ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人^(注3)が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行なうことができます。

所定のお手続き

- 住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続きが対象となります。ただし、次のお手続きは対象外です。

- ご契約者の変更手続き^(注4)
- 保険契約者代理人の変更手続き
- 保険金等の受取人の変更手続き
- ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

(注3) 保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

(注4) 被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

- ご契約者は、保険契約者代理人に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者に代わってお手続きができること」を必ずお知らせください。
- ご契約者が法人のご契約の場合は、保険契約者代理特約を付加することはできません。また、ご契約者を法人に変更された場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

● 予定利率

- 保険金などを算出する際に基準となる利率であり、 **積み立て金** に適用されます。積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が  **予定利率** でそのまま複利運用されるものではありません。また、 **実質的な利回り** とは異なります。

契約日に設定される 予定利率	● 日本国債の金利等をふまえ、毎月2回(1日と16日)、当社が設定します。 ● 契約日に設定された予定利率を、直後に到来する  予定利率計算基準日 の前日まで適用します。
予定利率計算基準日に 設定される予定利率	● 予定利率計算基準日(注5)に設定された予定利率を、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの期間、適用します(注6)。 ● 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、「最後の予定利率計算基準日」に設定された予定利率を、その日以後の期間、適用します。 ● 予定利率は、最低保証予定利率(0.25%)を下回りません。

(注5) 予定利率計算基準日における被保険者の年齢が以下となるとき、その日を「最後の予定利率計算基準日」とし、その日より後は死亡保険金額は増加しません。

● 15年プランの場合：96歳以上

● 30年プランの場合：81歳以上

(注6) 予定利率計算基準日に設定される予定利率については、当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

4 お申込みに際して

● 金利変動リスク

- この保険には「金利変動リスク」があり、**解約時の市場金利の変動により損失が生じるおそれがあります。**「金利変動リスク」についてはP.29をご覧ください。

● 主なお取扱い

指定通貨		円
保険料の払込方法		一時払い
一時払 保険料 (注1)	最低保険料	100万円
	最高保険料	被保険者の年齢によって以下のとおり 0歳～満15歳：契約日における死亡保険金 1,000万円に対応する保険料 満16歳～満17歳：契約日における死亡保険金 5,000万円に対応する保険料 満18歳～満90歳：契約日における死亡保険金 5億円に対応する保険料
	取扱単位	10万円
保険期間		終身

 予定利率 計算基準日	15年プラン	契約日から15年ごとの年単位の契約応当日
	30年プラン	契約日から30年ごとの年単位の契約応当日
契約年齢 範囲	15年プラン	ご契約者: 満18歳～満90歳 被保険者: 0歳～満90歳
	30年プラン	ご契約者: 満18歳～満80歳 被保険者: 0歳～満80歳
告知・診査方法		告知書扱い・報状扱い
 基本保険金額 の増額・減額	増額	お取り扱いしていません
	減額	減額後の最低基本保険金額: 100万円 (10万円単位) ※この場合、死亡保険金額は基本保険金額の減額割合に 応じて減額されます。
契約者貸付		お取り扱いしていません
すえ置		お取り扱いしていません
プランの変更		お取り扱いしていません

法人契約

お取り扱いしております

※従業員を被保険者とするご契約はお取り扱いしていません。

(注1) 同一被保険者がすでに当社の商品にご加入済みの場合は、ご加入いただけないことがあります。

- 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。
- ご契約の具体的な内容については、契約成立後に当社よりお送りする「ご契約締結内容通知書」でご確認ください。

●年齢の計算

- 契約日における被保険者・ご契約者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者・ご契約者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

5 配当金

- 配当金は決算により剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします(自動積立)。ただし、決算実績によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 配当金は当社所定の利率^(注1)で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、保険金・解約返戻金をお支払いするときなどにあわせてお支払いします。

(注1)この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

6 解約返戻金と市場価格調整

- 保険期間中はいつでもご契約を解約して返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 返戻金額の計算にあたっては、市場価格調整を行いません。
- **市場価格調整**
 - 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる手法をいいます。このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。
 - 具体的には、解約または減額などの際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には返戻金額が増加することがあります。従って市場金利の変動によっては、返戻金額が  **基本保険金額** を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**
 -  **予定利率計算基準日** の直前の1ヵ月間は市場価格調整率がゼロとなるため、返戻金額は  **積立金額** と同額になります。
 - 「最後の予定利率計算基準日」以後は、市場価格調整を行いません。従って、返戻金額は積立金額と同額となります。

返戻金の例

契約例

被保険者の契約年齢:60歳 性別:男性
適用されている  予定利率:1.80%
計算日に定める利率(下表のとおり)
プラン:15年プラン
基本保険金額:1,000万円

※返戻金額は、計算日に定める利率と、適用されている予定利率との変動幅が+1.0%、±0%、-1.0%の場合において、計算日に定める利率に0.05%を加算した市場価格調整を適用して1万円未満を切り捨てて表示しています。

※返戻率は、「返戻金額÷基本保険金額×100」の値を小数第2位以下を切り捨てて表示しています。

※経過年数は、 契約日から各年の契約応当日の前日までの年数を表示しています。

左記の数値は計算例です。具体的な数値は「ご提案書」にてご確認ください。

経過 年数 (年)	返戻金額					
	計算日に 定める利率2.80% (1.0%上昇)		計算日に 定める利率1.80% (±0%)		計算日に 定める利率0.80% (1.0%低下)	
		返戻率(%)		返戻率(%)		返戻率(%)
1	854	85.4	980	98.0	1,125	112.5
3	897	89.7	1,009	100.9	1,136	113.6
5	942	94.2	1,039	103.9	1,146	114.6
7	989	98.9	1,070	107.0	1,157	115.7
10	1,065	106.5	1,118	111.8	1,175	117.5
13	1,147	114.7	1,170	117.0	1,193	119.3
15	1,207	120.7	1,207	120.7	1,207	120.7

● 返戻金の計算方法

- 返戻金額はプランごとに次のとおりとなります。

プラン:15年プランの場合

- 計算日^(注1)における積立金の額×(1－市場価格調整率)
- 市場価格調整率は、次の算式により計算されます。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率(注2)}}{1 + \text{計算日に定める利率(注3)} + \text{計算日における当社が定める率(注4)}} \right)^{\text{残存月数(注5)} / 12}$$

プラン:30年プランの場合

- 計算日^(注1)における積立金の額×(1－市場価格調整率)
- 市場価格調整率は、次の算式により計算されます。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率(注2)}}{1 + \text{計算日に定める利率(注3)} + \text{計算日における当社が定める率(注4)}} \right)^{\text{調整後残存月数(注6)} / 12}$$

(注1) 所定の書類が当社に到達した日、または、当社の定める方法により解約手続きが完了した日をいいます。

(注2) 計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。

(注3) 指定通貨および  **予定利率計算基準日** に応じて、計算日に当社が定める利率とします。

(注4) 返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期と計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、返戻金額を計算する際の市場価格調整において0.1%を上限として当社が定めた率(2025年4月

時点では0.05%としています。なお、この率は将来変更される場合があります)を設定しています。

このため、契約時の市場金利と計算日の市場金利が同一であっても、計算日の積立金に対して所定の率が控除されます。

計算日における積立金額に対して控除される割合(控除率)の例

【適用されている予定利率:1.80% 計算日に定める利率:1.80%
計算日における当社が定める率:0.05%の場合】

プラン:15年プランの場合

残存年数	15年	14年	13年	12年	11年	10年
控除率	0.74%	0.69%	0.64%	0.59%	0.54%	0.49%

残存年数	9年	8年	7年	6年	5年	4年
控除率	0.45%	0.40%	0.35%	0.30%	0.25%	0.20%

残存年数	3年	2年	1年	0年
控除率	0.15%	0.10%	0.05%	0.00%

【適用されている予定利率:2.00% 計算日に定める利率:2.00%
計算日における当社が定める率:0.05%の場合】

プラン:30年プランの場合

残存年数	30年	29年	28年	27年	26年	25年
控除率	1.17%	1.14%	1.10%	1.06%	1.02%	0.98%
残存年数	24年	23年	22年	21年	20年	19年
控除率	0.94%	0.90%	0.86%	0.82%	0.79%	0.75%
残存年数	18年	17年	16年	15年	14年	13年
控除率	0.71%	0.67%	0.63%	0.59%	0.55%	0.51%
残存年数	12年	11年	10年	9年	8年	7年
控除率	0.47%	0.44%	0.40%	0.36%	0.32%	0.28%
残存年数	6年	5年	4年	3年	2年	1年
控除率	0.24%	0.20%	0.16%	0.12%	0.08%	0.04%
残存年数	0年					
控除率	0.00%					

※残存年数は次回の予定利率計算基準日までの年数を表示しています。
※控除率は契約日時点および契約応当日前日時点における控除率を、
それぞれ小数第3位以下を切り上げて表示しています。

(注5) 計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(注6) 次の算式により計算されたものをいいます。なお、「残存月数」とは、計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

調整後残存月数
残存月数×0.8

7 お客さまにご負担いただく諸費用

- この保険にかかる費用は「契約初期費用」、「保険契約関係費用」の合計額となります。
- P.29の「お客さまにご負担いただく諸費用」をご覧ください。

注意喚起情報

 マークの用語については、P.36の「用語ガイド」をご覧ください。

- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。
- 特に、リスク・諸費用の説明や主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する詳細は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

- 記載事項について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
- 主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
- 特に、乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。

金利変動リスク(市場価格調整)

- この保険は、返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる市場価格調整を適用します。このため、返戻金額が  **基本保険金額** を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**
- 市場価格調整についてはP.25をご確認ください。

お客さまにご負担いただく諸費用

● 保険契約にかかる費用

- 保険契約にかかる費用は、以下の「契約初期費用」、「保険契約関係費用」の合計額となります(解約時に別途控除する費用はありません)。

契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用

基本保険金額に対して4.000%を上限とする率を乗じた額を契約時に控除します。契約初期費用率は、 **予定利率** によって異なるため、すべてを表示してはおりません。

保険契約関係費用

- ご契約後、以下の費用を  **積立金** から毎年控除します。

ご契約の維持・管理等に必要な費用

被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示しておりません。

死亡保険金にかかる費用

- これらの費用は、一時払保険料以外に別途お払い込みいただく必要はありません。
- 死亡保険金・返戻金などの金額は、すでにこれらの費用が差し引かれた後の金額です。

1 保険契約のお申込みの撤回または解除 (クーリング・オフ制度)

- 申込日または、本書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**(土・日・祝日、年末年始の休日を含みます)であれば、書面または電磁的記録^(注1)によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

(注1) 電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、当社ホームページ(裏表紙参照)の専用申出フォーム(以下、「専用申出フォーム」といいます)からお申し出いただく方法を設定しております。

- お払い込みいただいた金額をお返すするまでには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに「ご契約締結内容通知書」を発送している場合があります。
- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申込みの撤回等の場合は、郵便により当社の支社または本社あて、上記期限内に発信してください。
- 書面には、お申込みの撤回等をする旨の意思を明記し、ご契約者の氏名・住所・電話番号(お申込内容と同一)・保険種類・申込日および一時払保険料などを記載してください。
- 書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をおすすめします。
- 債務履行の担保のための保険契約であるときや、法人をご契約者とする保険契約であるときは、お申込みの撤回等はできません。

2 健康状態や職業などの告知

● 告知の義務

- ご契約者や被保険者には健康状態や職業などについて告知をしていただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。従って、はじめから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●告知の内容

- 告知していただいた内容が事実と相違する場合には、ご契約が解除されたり、または取消しとなって、保険金をお支払いできないことがあります。
- 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- 上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。
 - この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。
- 告知にあたり、生命保険募集人（代理店を含みます）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。
- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容などについて確認させていただく場合があります。

3 保障の開始

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時から、ご契約上の保障が開始されます。
- 生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金をお支払いできない場合

- 次のような場合には、保険金のお支払いはできません。
 - P.22の「3. 保障内容」に記載の「お支払いする場合」に該当しない場合
 - 免責事由に該当する場合
例）・責任開始日から、3年以内における被保険者の自殺
・ご契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡 など
 - 告知義務違反による解除の場合
 - 重大事由による解除の場合
例）・保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
・ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
 - 詐欺による取消し、保険金の不法取得目的による無効の場合
- ➔冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。

5 解約・減額と返戻金

●ご契約の解約

- この保険は、いつでもご契約を解約して返戻金をお受け取りいただくことができます。なお、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

●基本保険金額の減額

- 当社所定の範囲内で、 **基本保険金額** はいつでも減額することができます。
- この場合、その割合に応じて返戻金を受け取ることができますが、死亡保険金額もその割合に応じて減額されます。
- 一度減額した基本保険金額をもとの金額に戻すことはできません。

●解約・減額時の返戻金

- この保険は、金利変動リスクやお客さまにご負担いただく諸費用により、**損失が生じるおそれがあります。**
- この保険の「金利変動リスク」、「お客さまにご負担いただく諸費用」についてはP.29をご確認ください。
- 返戻金額の計算方法についてはP.27-28をご覧ください。

6 現在ご契約の保険契約または特約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- 現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額されますと、多くの場合、返戻金はお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる  **予定利率** が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、現在のご契約の保険種類によっては保険料が引き上げられる場合があります。
- 現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲（保険金の支払事由）が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があります。また、「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- 告知内容などによっては、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために新たなご契約が解除・取消しとなることもあります。

次ページへ続く

前ページより



現在のご契約を解約・減額される時期などは、お客さまご自身でご判断ください(例えば、為替リスクや金利変動リスクなど、現在ご契約の保険契約によっては、解約・減額される時期により、損失が生じるおそれがあります)。

7 ご契約者と相互会社との関係

- 当社は相互会社であり、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
- 相互会社ではご契約者が「社員」(注1)となります。社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や剰余金分配を受ける社員配当金請求権などがあります。

(注1)剰余金の分配のない保険(無配当保険)のみにご加入のご契約者は除きます。

8 生命保険の税金

● 生命保険料控除

- お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります(一時払いのため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は対象となりません)。
- その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

● 保険金などを受け取られたときにかかる税金

- ご契約者および受取人が個人の場合で、保険金などを受け取られたときにかかる税金は次のとおりです。
→税務上の取扱いについて詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

死亡保険金

- ご契約者(保険料負担者)・被保険者と受取人の関係によって、下表のとおり異なります。

契約例	税の種類
ご契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
受取人がご契約者自身の場合	所得税(注1)(一時所得)・住民税
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税

(注1)所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

返戻金

- 返戻金をお受取りの際には、所得税^(注2)（一時所得）・住民税の課税対象となります。

(注2) 所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。



上記の税務の取扱い等については、2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

9 保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

10 保険金などのご請求

- 保険金等の支払事由が生じた場合や、支払可能性があると思われる場合などには、速やかに当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡ください。
→ 冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。
- ご住所等を変更された場合には、当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、必ず当社にご連絡ください。

11 ご契約後のお手続きやご相談

- ご契約内容のご照会、各種お手続き（解約・減額等）のお申し出、ご契約に関する苦情・ご相談については、「コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

コミュニケーションセンター



0120-662-332

月曜～金曜9:00～18:00
土曜9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

- ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険 相談所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル3階(生命保険協会内)

☎03-3286-2648

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

基本保険金額	保険金などをお支払いする基準となる金額のことをいいます。この保険の場合、基本保険金額は一時払保険料と同額となります。
予定利率	保険金などを算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。
契約日	保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。
予定利率計算基準日	契約日から15年ごとまたは30年ごとの年単位の契約応当日をいい、当社が予定利率を設定する日です。予定利率計算基準日における被保険者の年齢が以下となるとき、その日を「最後の予定利率計算基準日」とします。 •15年プランの場合:96歳以上 •30年プランの場合:81歳以上

積立金(額)	当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金(保険料のなかから、将来の保険金などをお支払いするために必要な金額を積み立てるお金)のことをいいます。契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。
一時払保険料相当額	保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払い込みいただくお金のことで、保険契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。
実質的な利回り	将来の一時点における金額(返戻金額等)の基本保険金額に対する年換算利回り(複利)のことであり、予定利率とは異なります。ご契約に適用される実質的な利回りについては、「ご提案書」にてご確認ください。

「MY Web約款」について

- 「MY Web約款」では、ご契約のしおりや、約款・特約条項の全文を閲覧いただけます。
- 「MY Web約款」の閲覧方法は次のとおりです。

手順

1

当社ホームページ トップページ

- 当社ホームページから「MY Web約款」ボタンを押下してください。
- 別ウインドウが表示されます。

MY Web約款

- 閲覧に際しては、商品名と契約日が必要です。
- 商品名は「円貨建・明治安田の一時払終身保険」を選択してください。契約日は「ご契約締結内容通知書」などでご確認ください。
- 当社ホームページは明治安田で検索または以下のアドレスを入力してください。

明治安田

検索

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

手順

2

MY Web約款 トップページ

- ページ内の「契約日等から探す」または「商品名から探す」を押下してください。

【契約日等から探す】 の場合

- 契約日を選択のうえ、ご契約締結内容通知書の契約日を入力して、検索ボタンを押下してください。
- 入力した契約日に「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- 該当の商品名を選択してください。

【商品名から探す】 の場合

- 「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- 該当の商品名を選択してください。
- 約款等の改正に応じて期間が分かれていますので、契約日が含まれる期間を選択してください。

手順

3

約款等 閲覧画面

- 商品名および契約日が含まれる期間が表示されていることを確認してください。
- ご覧になる約款等を押下してください。

スマートフォン・
タブレット等
をご活用の場合

こちらの二次元コードから、「MY Web約款」の検索画面にアクセスすることができます。

※二次元コードは公開された仕様に基づき作成されるものですが、各携帯電話会社、および対応機種により若干の独自仕様等を含みます。このため、対応端末のすべてで正確に読み取れることを完全には保証できません。あらかじめご了承ください。



出典

P.1

出典
1

文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」、文部科学省「私立大学等の令和5年度 入学者に係る学生納付金等調査結果について」「文部科学省令」、(独)日本学生支援機構「令和4年度学生生活調査結果」(大学については、大学昼間部・自宅通学者の場合で算出)

出典
2

株式会社鎌倉新書「第6回お葬式に関する全国調査(2024年)」(葬儀費用の総額(平均)118.5万円)

出典
3

(一社)全国優良石材店の会「第37回(2024)全国統一 全優石 お墓購入者アンケート調査」(お墓の建立費用の全国平均額171.0万円)

出典
4

月間生活費(4人世帯の平均値)の1年分として当社試算(4人世帯の月間生活費の平均値32.3万円(総務省「家計調査・家計収支編」(令和5年)に基づき消費支出から居住費を控除して算出)と1ヵ月あたりの家賃・間代分5.9万円(総務省「令和5年 住宅・土地統計調査」))

明治安田

ご検討いただく際には、この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

なお、ご契約の際には、この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。

- ・「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。
- ・「注意喚起情報」はご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項などについて記載しています。
- ・「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は円貨建終身保険です。商品のご検討に際しては、「保険種類のご案内」をあわせてご覧いただき、各商品の特徴などをご確認ください。「保険種類のご案内」は、当社の担当者などにご請求ください。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111(代表)

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>



お電話によるご相談窓口

コミュニケーションセンター



0120-662-332

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00(いずれも祝日・年末年始を除く)

コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

担当者